

# 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情処理及び 男女共同参画の形成を阻害する要因による人権侵害事案の被害者救済体制等について

## I 総括

資料1 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情処理及び男女共同参画の形成を 阻害する要因による人権侵害事案の被害者救済体制等について	1
---	---

## II 苦情及び人権侵害に関する体制

資料2 苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関する体制	2
---------------------------------	---

## III 苦情の処理

資料3 苦情の処理件数	7
-------------	---

## IV 人権侵害における被害者の救済

資料4 人権侵害に関する相談件数等	9
-------------------	---

## V 参考資料

参考資料5-1 男女共同参画社会の形成の促進に関する苦情処理体制と処置状況 (令和3年4月1日現在)	12
---	----

参考資料5-2 男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害事案の被害者救済体制等 (令和3年4月1日現在)	15
--	----



## 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情処理及び男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害事案の被害者救済体制等について

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）や第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）を踏まえ、内閣府男女共同参画局では、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情の処理及び男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害の被害者の救済に関する体制等について調査を行っている。

令和 3 年 4 月 1 日現在の国及び都道府県・政令指定都市における苦情の処理や人権侵害の被害者の救済に関する体制（法務省の人権擁護委員については令和 3 年 1 月 1 日）、令和 2 年度における男女共同参画に関する苦情の処理件数や人権侵害に係る相談件数等についての調査結果は以下のとおりである。

### I 調査対象機関

- 各府省庁行政相談窓口等
- 総務省行政相談窓口
- 法務省人権擁護機関窓口
- 都道府県・政令指定都市の苦情処理機関等

### II 調査事項・主な結果

#### 1 苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関する体制（資料 2）

##### (1) 行政相談委員及び人権擁護委員の数と女性委員の割合

- ・ 行政相談委員のうち、女性委員の割合：34.1%（令和 3 年 4 月 1 日現在）
- ・ 人権擁護委員のうち、女性委員の割合：46.9%（令和 3 年 1 月 1 日現在）

##### (2) 都道府県・政令指定都市における体制等について

- ・ すべての都道府県・政令指定都市（67 自治体）で、男女共同参画に関する苦情処理体制、人権侵害事案の被害者救済体制が整備されている。

#### 2 苦情の処理件数（資料 3）

##### (1) 国に寄せられた苦情の処理件数

- ・ 国に寄せられた苦情の処理件数：715 件（令和 2 年度）

##### (2) 都道府県・政令指定都市に寄せられた苦情の処理件数

- ・ 都道府県・政令指定都市に寄せられた苦情の処理件数：11 件（令和 2 年度）

#### 3 人権侵害に関する相談件数等（資料 4）

##### (1) 国に寄せられた相談件数等

- ・ 法務省の「女性の人権ホットライン」における人権相談件数：14,324 件（令和 2 年）。国に寄せられた相談件数等は、長期的に見ると減少傾向。

##### (2) 都道府県・政令指定都市に寄せられた相談件数

- ・ 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの整備により、「性被害」の相談件数が増加。

## 1 苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関する体制

## (1) 行政相談委員及び人権擁護委員の数と女性委員の割合

年	行政相談委員 (4月1日現在)					人権擁護委員 (1月1日現在)				
	総数 (人)	増減 (人)	女性委員 の数 (人)	増減 (人)	女性委員 の割合 (%)	総数 (人)	増減 (人)	女性委員 の数 (人)	増減 (人)	女性委員 の割合 (%)
平 24	4,915	55	1,652	24	33.6	13,755	66	6,092	56	44.3
25	4,868	-47	1,678	26	34.5	13,767	12	6,134	42	44.6
26	4,927	59	1,697	19	34.4	13,809	42	6,222	88	45.1
27	4,890	-37	1,708	11	34.9	13,843	34	6,302	80	45.5
28	4,939	49	1,738	30	35.2	13,878	35	6,402	100	46.1
29	4,902	-37	1,723	-15	35.1	13,938	60	6,429	27	46.1
30	4,930	28	1,724	1	35.0	13,957	19	6,475	46	46.4
令 元	4,865	-65	1,705	-19	35.0	13,965	8	6,520	45	46.7
2	4,939	74	1,724	19	34.9	13,960	-5	6,564	44	47.0
3	4,854	-85	1,654	-70	34.1	13,991	31	6,568	4	46.9

(備考) 増減は、総数、女性委員の数それぞれについて、対前年での増減数。

## (2) 都道府県・政令指定都市における体制等について (令和3年4月1日現在)

### ア 苦情の処理に関する体制

#### (ア) 体制の整備状況

すべての都道府県・政令指定都市（67自治体）において、苦情処理体制が整備されている。

#### (イ) 体制の種類

苦情処理体制を庁内に設置する自治体が34自治体と最も多く、27自治体では、第三者機関を設置し、苦情を処理している。

処理体制	設置自治体数	処理機関数
第三者機関(男女共同参画に限る)	25自治体	25処理機関
第三者機関(行政一般を取り扱う)	2自治体	2処理機関
既存の審議会の活用	9自治体	9処理機関
庁内	34自治体	37処理機関
計	70自治体	73処理機関

#### (備考)

1つの自治体が複数の処理体制を持つことがある。「設置自治体数」について、例えば、北海道の場合、「第三者機関（男女共同参画に限る）」である北海道男女平等苦情処理委員と、「庁内」に設置された機関である道民生活課、道立女性相談援助センターの2種類の処理体制を持つ。この場合、「第三者機関（男女共同参画に限る）」で1自治体、「庁内」で1自治体の計2自治体として計上されている。

また、「処理機関数」について、同じく、北海道の場合、北海道男女平等苦情処理委員、道民生活課、道立女性相談援助センターの3つの処理機関がある。この場合、「第三者機関（男女共同参画に限る）」で1処理機関（北海道男女平等苦情処理委員）、「庁内」で2処理機関（道民生活課と道立女性相談援助センター）の計3処理機関として計上されている。

(ウ) 専従担当者を設置している自治体数と専従担当者数

都道府県・政令指定都市（67自治体）のうち、32自治体で専従担当者が設置されている。

なお、苦情処理を含む複数の業務を担当する常勤職員の場合、業務全体のうち、苦情処理の業務が概ね5割以上を占める職員を専従担当者として計上することとしている。

年度	専従担当者を設置している自治体数	専従担当者数(人)		
		総数	常勤	非常勤
平成 24	31	122	9	113
25	30	107	9	98
26	32	116	9	107
27	32	116	9	107
28	32	115	9	106
29	33	119	13	106
30	33	119	13	106
令和 元	32	116	9	107
2	34	124	17	107
3	34	125	17	108

1. 4月1日現在の数。

## イ 人権侵害の被害者の救済に関する体制

### (ア) 体制の整備状況

すべての都道府県・政令指定都市（67自治体）において、人権侵害事案の被害者救済体制が整備されている。

### (イ) 体制の種類

人権侵害事案の処理体制を庁内に設置する自治体が67自治体と最も多く、15自治体は、第三者機関を設置し、処理を行っている。

処理体制	設置自治体数	処理機関数
第三者機関(男女共同参画に限る)	14自治体	14処理機関
第三者機関(行政一般を取り扱う)	1自治体	1処理機関
既存の審議会の活用	0自治体	0処理機関
庁内	67自治体	232処理機関
その他	24自治体	28処理機関
計	106自治体	275処理機関

(ウ) 専従担当者を設置している自治体数と専従担当者数

すべての都道府県・政令指定都市（67自治体）に専従担当者が設置されている。

なお、人権侵害事案の被害者救済を含む複数の業務を担当する常勤職員の場合、業務全体のうち、人権侵害事案の業務が概ね5割以上を占める職員を専従担当者として計上することとしている。

年度	専従担当者を設置している自治体数	専従担当者数(人)		
		総数	常勤	非常勤
平成 24	66	1,140	313	827
25	66	1,140	323	817
26	66	1,180	334	846
27	66	1,178	325	853
28	67	1,325	349	976
29	67	1,438	354	1,084
30	67	1,973	415	1,558
令和 元	67	2,035	423	1,612
2	67	1,995	433	1,562
3	67	2,004	453	1,551

(備考)

1. 4月1日現在の数。

(エ) 地域連絡協議会

274処理機関のうち、124処理機関が設置・参加している。

なお、地域連絡協議会とは、人権侵害の被害者救済に関わる国・地方公共団体の各種機関、民間団体等により設置されるものであり、最新の課題や人権侵害の状況、処理困難事例に関する解決手法などの情報共有、相互の連携強化、合同での研修の場の確保等を目的とする。

(オ) 被害者救済に関する処理方法（令和3年度）

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| ○相談者に対する情報提供        | 252処理機関で実施 |
| ○相談内容の調査審議          | 25処理機関で実施  |
| ○加害者に対する意見・助言・指導・勧告 | 35処理機関で実施  |

## 2 苦情の処理件数

## (1) 国に寄せられた苦情の処理件数（令和2年度）

(件)

	分野別内訳	総務省 行政相談		各省庁窓口		計	
1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	6	46	(46)	52	(52)	
2	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	41	27	(55)	68	(96)	
3	地域における男女共同参画の推進	0	8	(23)	8	(23)	
4	科学技術・学術における男女共同参画の推進	0	0	(4)	0	(4)	
5	女性に対するあらゆる暴力の根絶	52	170	(178)	222	(230)	
6	男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	39	9	(31)	48	(70)	
7	生涯を通じた女性の健康支援	9	5	(16)	14	(25)	
8	防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進	0	1	(12)	1	(12)	
9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	21	218	(272)	239	(293)	
10	教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進	6	0	(15)	6	(21)	
11	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	3	19	(21)	22	(24)	
12	その他(男女共同参画の総合的な推進等)	27	8	(8)	35	(35)	
	合計	204	511	(681)	715	(885)	

(備考) 1. ( )内は、苦情の内容が複数の分野に該当する場合に、重複計上した数。

2. 国や都道府県・政令指定都市が実施する法律、条令等に基づく制度や、公費を投入する施策の在り方、これらの制度・施策の運用を含む業務運営の在り方に関する苦情及び人権侵害事案に関する国民や住民からの苦情。  
 なお、「苦情」には、いわゆる苦情のほか、提案や要望、意見等も含まれる。  
 また、「国」とは中央省庁及び行政相談機関。

## (参考) 国に寄せられた苦情の処理件数の推移（平成23年度～令和2年度）

(件)

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
総務省行政相談	284	285	286	233	284	287	186	245	173	204
各省庁窓口	304 (337) [374] (注1)	185 (200)	193 (226)	87 (207)	423 (459) [3,616] (注2)	189 (202)	107 (124)	123 (151)	142 (159)	511 (681) [6,337] (注3)
計	962	470	479	320	4,323	476	293	368	315	7,052

(備考) ( )内は、苦情の内容が複数の分野に該当する場合に、重複計上した数。

- (注1) 平成23年度の[ ]内は、「ワーク・ライフ・バランスを実現する上で障害となっている規制・制度・運用等」についての意見・提案募集の結果の数。  
 (注2) 平成27年度の[ ]内は、「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)」に対する意見募集の結果の数。  
 (注3) 令和2年度の[ ]内は、「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)」及び「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～(案)」に対する意見募集の結果の数。

(2) 都道府県・政令指定都市に寄せられた苦情の処理件数（令和2年度）

(件)

	分野別内訳	都道府県・ 政令指定都市
1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	2 (2)
2	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	3 (3)
3	地域における男女共同参画の推進	0 0
4	科学技術・学術における男女共同参画の推進	0 0
5	女性に対するあらゆる暴力の根絶	2 (2)
6	男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	0 0
7	生涯を通じた女性の健康支援	1 (1)
8	防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進	0 0
9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	2 (4)
10	教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進	0 (7)
11	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	0 (1)
12	その他(男女共同参画の総合的な推進等)	1 (1)
	合 計	11 (21)

(備考) 国や都道府県・政令指定都市が実施する法律、条令等に基づく制度や、公費を投入する施策の在り方、これらの制度・施策の運用を含む業務運営の在り方に関する苦情及び人権侵害事案に関する国民や住民からの苦情。なお、「苦情」には、いわゆる苦情のほか、提案や要望、意見等も含まれる。

(参考) 都道府県・政令指定都市に寄せられた苦情の処理件数の推移  
(平成23年度～令和2年度)

(件)

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
新規受付件数	(43)	62	23	20	35	20	12	12	12	11
処理済件数	(91)	58	30	22	35	20	12	12	12	11
								(15)		(21)

(備考) 1. ( )内は、苦情の内容が複数の分野に該当する場合に、重複計上した数。

### 3 人権侵害に関する相談件数等

#### (1) 国に寄せられた相談件数等

##### ア 法務省の「女性の人権ホットライン」における人権相談件数 (平成23年～令和2年)

(件)

年	女性の人権ホットライン					合計
	暴行虐待	強制・強要 (セクハラ・ ストーカー を除く)	セクハラ	ストーカー	その他	
平 23	2,183	1,501	413	321	17,590	22,008
平 24	2,111	1,307	402	328	17,572	21,720
平 25	1,813	1,254	334	438	17,280	21,119
平 26	1,694	1,338	412	383	17,206	21,033
平 27	1,727	1,413	378	306	17,299	21,123
平 28	1,591	1,202	368	321	15,824	19,306
平 29	1,108	1,068	338	346	16,796	19,656
平 30	1,006	839	496	395	16,415	19,151
令 元	905	783	649	365	14,626	17,328
令 2	733	583	428	279	12,301	14,324

注) その他以外の件数は、女性を被害者とする相談の件数を計上している。

(備考)

「女性の人権ホットライン」は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の制定を踏まえ、性差別に起因する人権侵害の被害者の救済を推進するため、平成12年7月3日、全国50の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備したもの。

相談者の利便の更なる向上のため、平成18年4月から、電話番号を全国共通としている。

# イ 法務省の人権擁護機関が取り扱った人権相談件数及び人権侵犯事件数（平成23年～令和2年）

## （ア）女性を被害者とする人権相談件数

法務省の人権擁護機関が取り扱った人権相談案件のうち、女性を被害者とするもの。

(件)

		年									
		23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
夫の妻に対する暴行・虐待		5,012	4,889	4,334	3,869	3,385	3,087	2,691	2,554	2,362	1,794
夫の妻に対する強制・強要		3,293	2,823	2,628	2,400	2,306	2,015	1,797	1,527	1,447	1,082
小計		8,305	7,712	6,962	6,269	5,691	5,102	4,488	4,081	3,809	2,876
セクハラ		1,162	1,108	946	1,119	1,008	947	860	1,300	1,480	1,022
ストーカー		937	1,152	1,250	1,156	1,069	1,143	1,065	1,120	1,076	826
女性が受けた差別待遇	雇用差別	40	53	28	34	44	29	28	27	20	29
	交際に関する差別	21	19	37	15	9	15	6	9	17	10
	商品・サービス等の提供拒否	18	13	11	29	24	19	11	15	18	20
	差別表現	128	123	86	134	108	158	164	110	93	69
	その他	275	244	247	318	409	317	285	283	243	135
合計		10,886	10,424	9,567	9,074	8,362	7,730	6,907	6,945	6,756	4,987

## （イ）女性を被害者とする人権侵犯事件数

法務省の人権擁護機関が取り扱った人権侵犯事件のうち、女性を被害者とするもの。

(件)

		年									
		23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
夫の妻に対する暴行・虐待		2,293	2,112	1,794	1,529	1,381	1,338	1,145	944	793	537
夫の妻に対する強制・強要		881	687	599	434	435	389	362	289	257	177
小計		3,174	2,799	2,393	1,963	1,816	1,727	1,507	1,233	1,050	714
セクハラ		362	353 (1)	294	317 (4)	326 (6)	324 (6)	285 (5)	393 (9)	435 (8)	247 (6)
ストーカー		206	233	302	236 (2)	209	192	213 (3)	181	174	87 (1)
女性が受けた差別待遇	雇用差別	5	4	6	5	11 (1)	4	2	2	3 (1)	3
	交際に関する差別	4	0	3	2	0	1	0	0	1	
	商品・サービス等の提供拒否	3	1	1	3	2	2	0	1	2	3
	差別表現	23	13	10	25	14 (1)	21	18	18	6 (1)	6
	その他	19	20	14 (1)	12	17 (1)	14	20	9	7	5
合計		3,796 (3)	3,422	3,022 (1)	2,557 (1)	2,392 (6)	2,285 (9)	2,042 (6)	1,837 (8)	1,678 (9)	1,065 (7)

(備考) ( )内は、公務員によるものであり、内数である。

## (2) 都道府県・政令指定都市に寄せられた相談件数

(件)

年度	行政による 人権侵害	配偶者等 からの暴力 (注1)	セクシュアル ・ハラスメント	性被害 (注2、注3)	その他男女共同 参画に関する 人権侵害(注4)
平成 23	(12)	(82, 099)	(3, 253)	(330)	(6, 005)
24	12	89, 490	2, 625	599	6, 595
25	31	99, 961	2, 232	898	7, 395
26	30	102, 963	2, 531	1, 352	9, 661
27	38	122, 850	2, 105	1, 639	30, 519
28	15	117, 377	2, 298	4, 187	37, 489
29	15	116, 623	2, 435	24, 024	37, 112
30	13	116, 518	2, 996	36, 022	37, 941
令和 元	21	116, 384	2, 904	39, 262	62, 436
2	36	121, 072	1, 747	52, 300	24, 284

(備考) 平成23年度は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県を除いて集計した数である。

(注1) 「配偶者等からの暴力」の相談件数について、平成26年度までは、全国に設置されている配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）で定義する配偶者からの暴力（事実婚、婚姻解消後を含む。）に係る相談件数）である。平成27年度以降は、都道府県及び政令指定都市（都道府県・政令指定都市が設置する配偶者暴力相談支援センターを含む。）における相談件数である。  
なお、「行政による人権侵害」「セクシュアル・ハラスメント」「性被害」「その他男女共同参画に関する人権侵害」の相談件数は、平成19年度から28年度の全ての年度において、都道府県及び政令指定都市における相談件数である。

(注2) 平成28年度(29年度調査)の「性被害」の相談件数が増えた主な要因は、性暴力被害者支援センターが新たに設置されるようになったこと等により、相談件数の報告が増えたためである。

(注3) 29年度(30年度調査)から、全ての行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（性暴力被害者支援センター含む）を報告に含めるよう都道府県・政令指定都市に対して改めて連絡したことにより、「性被害」の件数が増加した。

(注4) 男女共同参画局では、都道府県・政令指定都市に対し、人権侵害に関する相談を、その内容に応じて、「行政による人権侵害」「配偶者等からの暴力」「セクシュアル・ハラスメント」「性被害」「その他男女共同参画に関する人権侵害」「分類不能」の6つに分類した上で、報告するよう求めている。26年度(27年度調査)までは、「分類不能」に区分するものの扱いが、自治体により統一されていなかったが、27年度(28年度調査)から、「相談内容が男女共同参画に該当しないもの、取り下げられたもの、未処理のもの」を「分類不能」とするよう、都道府県・政令指定都市に対して改めて連絡した。これにより、各自治体において、相談内容を精査した結果、27年度以降、「その他男女共同参画に関する人権侵害」の件数が増加した。





地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始)	処理体制の類型					苦情を処理する機関名	専従担当者数		苦情の受付を行う機関(窓口)	受付及び処理状況件数 (R2. 4. 1~R3. 3. 31)										
		(男女共同参画に限る) 第三者機関	(行政一般を取り扱う) 第三者機関	既存審議会等の活用	等の意見聴取有) 庁内(審議会)	その他		常勤	非常勤		受付状況			処理状況							
											総数	前年度以前受付	当該年度受付	総数	処理済(回答済)	非該当、その他	未処理	審議会等にかけて 第三者機関・	処理した苦情 その他(男女共同参画 センター等の みで処理したもの等)		
札幌市	H15. 1. 1				○	男女共同参画課			男女共同参画課、男女共同参画センター												
	H13. 1. 1		○			市オンブズマン			市オンブズマン												
仙台市	H15. 7. 1				○(有)	市民局協働まちづくり推進部男女共同参画課			男女共同参画課、仙台市男女共同参画共同推進センター「エル・ソーラ仙台」												
さいたま市	H15. 10. 1	○				さいたま市男女共同参画苦情処理委員会		3	人権政策・男女共同参画課												
千葉市	H15. 4. 1	○			○	男女共同参画苦情処理委員		2	男女共同参画課												
横浜市	H13. 7. 1	○				「男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度」専門相談員会議	1		男女共同参画センター横浜相談センター(指定管理者 横浜市男女共同参画推進協会)	1	1		1	1				1			
川崎市	H11. 4. 1				○(有)	市民文化局人権・男女共同参画室	3	2	市民文化局人権・男女共同参画室												
	H2. 11. 1		○			川崎市市民オンブズマン	5	7	川崎市市民オンブズマン事務局												
相模原市	H16. 4. 1	○				男女共同参画専門員		3	人権・男女共同参画課												
新潟市	H17. 4. 1	○				男女共同参画苦情処理委員		3	男女共同参画課												
静岡市	H15. 4. 1				○(有)	男女共同参画課			男女共同参画課												
浜松市	H15. 7. 1	○				男女共同参画苦情処理検討委員		4	UD・男女共同参画課												
名古屋市	H14. 11. 1	○				名古屋市男女平等参画苦情処理委員		3	スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進室												
京都市	H16. 4. 1	○				京都市男女共同参画苦情等処理専門員		3	京都市男女共同参画センター												
大阪市	H15. 7. 1	○				大阪市男女共同参画苦情処理委員		3	大阪市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課												
堺市	H14. 10. 1	○				堺市男女平等相談委員		3	男女共同参画推進課												
神戸市	H15. 10. 1	○				男女共同参画苦情処理委員		6	企画調整局企画課男女共同参画センター												
岡山市	H13. 10. 1			○		岡山市男女共同参画専門委員会			市民協働局市民協働部女性が輝くまちづくり推進課												
広島市	H13. 9. 28				○(有)	男女共同参画課			男女共同参画課												
福岡市	H16. 10. 1			○		男女共同参画審議会(苦情処理部会)		5	男女共同参画課												
北九州市	H14. 4. 1				○	総務局男女共同参画推進課		3	総務局男女共同参画推進課												
熊本市	H21. 4. 1				○(有)	男女共同参画課			男女共同参画課												
計	72 (73)	25	2	9	37 (自治体数は34)			17	108				11	2	9	11	11	0	0	2	9

(備考)

1. 表中の「(有)」は、審議会等の意見聴取有である。
2. 計のうち、(73)は、1機関で2処理体制を有しているため。

男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害事案の被害者救済体制等  
(令和3年4月1日現在)

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始) (体制整備年月日)	処理体制の類型					地域連絡協議会等の設置・ 参加の有無(注1)	地域連絡協議会等構成員 (注2)	人権侵害事案を 処理する 機関	専従 担当者数		処理方法					受付窓口	(元年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	庁内(審議会 等の意見聴取有)	その他				常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・ 勧告等	その他		
北海道	H13.10.1	○					3	北海道男女平等参画苦情処理委員		2	○	○				道民生活課	1	
	H14.9.1				○		3	道民生活課、各(総合)振興局環境生活課、道立女性相談援助センター				○	○		一時保護	道民生活課、各(総合)振興局環境生活課、道立女性相談援助センター	11,306	
	H24.10.1				○		3	性暴力被害者支援センター北海道	1		○	○			付添支援等	性暴力被害者支援センター北海道	515	
青森県	H14.4.1				○		1	2・3・4・5 (警察、法テラス) 女性相談所		2	○	○			一時保護	女性相談所	99	
	H14.4.1				○		1	1・2・4 男女共同参画センター		2	○	○				男女共同参画センター	134	
	H14.4.1				○		1	1・2・4 東地方福祉事務所		1	○	○				東地方福祉事務所	23	
	H14.4.1				○		1	1・2・4 中南地方福祉事務所		1	○	○				中南地方福祉事務所	65	
	H14.4.1				○		1	1・2・4 三戸地方福祉事務所		1	○	○				三戸地方福祉事務所	107	
	H14.4.1				○		1	1・2・4 西北地方福祉事務所		1	○	○				西北地方福祉事務所	85	
	H14.4.1				○		1	1・2・4 上北地方福祉事務所		1	○	○				上北地方福祉事務所	23	
	H14.4.1				○		1	1・2・4 下北地方福祉事務所		1	○	○				下北地方福祉事務所	10	
	H29.4.1				○		1	2・5 (警察、県産婦人科医会) あおもり性暴力被害者支援センター	1		○	○			の公費負担 医療費等	あおもり性暴力被害者支援センター	434	
岩手県	H15.4.1	○					3	岩手県男女共同参画調整委員会		3			○	○		若者女性協働推進室	0	
	H18.4.1				○		1	1・2・3・4・5 (警察、弁護士、児童委員協議会、社会福祉協議会) 配偶者暴力相談支援センター(11か所)	1	11	○	○				福祉総合相談センター児童女性部、広域振興局保健福祉環境部等(9)、男女共同参画センター	1,862	
	H29.10.1					官 民 連 携	3	はまなすサポート		2	○	○				はまなすサポートの全ての協力機関((公社)いわて被害者支援センター、協力医療機関、相談支援機関、弁護士会、警察、県)	95	
宮城県	H13.4.1				○		1	1・2・3・4 みやぎ男女共同参画相談室		2	○	○				みやぎ男女共同参画相談室	114	
	H14.4.1				○		1	1・2・3・4 女性相談センター	8	4	○	○			ケイ 一 時 保 護 支 援 等	女性相談センター	428	
	S33.10.1				○		1	1・2・3・4 保健福祉事務所			○	○			ケ ワ ー ス ク	保健福祉事務所	88	
	S43.4.1				○		3	労働委員会事務局			○	○				宮城県労働相談窓口	11	
	H26.4.1				○		3	性暴力被害相談支援センター宮城	3	20	○	○				性暴力被害相談支援センター宮城	217	

地方公共団体名	(申出受付開始) 体制整備年月日	処理体制の種類				参加の有無(注1) 地域連絡協議会等の設置	地域連絡協議会等構成員 (注2)	人権侵害事案を処理する 機関	専従担当者数		処理方法					受付窓口	(元年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	等の意見聴取有 庁内(審議会)				その他	常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導		
秋田県	H14. 4. 1	○				3		男女共同参画苦情調整員		3		○	○	○		次世代・女性活躍課	0
	H14. 4. 1				○	1	2・3・4	配偶者暴力相談支援センター		9	○	○				女性相談所、県福祉事務所、秋田県中央男女共同参画センター	674
	H29. 10. 2				○	1	2・4・5 (警察・産科医療人権臨床心理学士・弁護士・教員会)	生活環境部県民生活課		2	○	○				あきた性暴力被害者サポートセンター	47
山形県	H13. 4. 1				○	3		県男女共同参画センター	2		○	○				県男女共同参画センター	24
	不明				○	3		県総合支庁福祉担当課		8	○	○				県総合支庁福祉担当課	331
	不明				○	3		県女性相談センター	2	1	○	○		ケースワーク 一時保護	県女性相談センター	335	
	H29. 4. 25					3	公益社団法人	やまがた性暴力被害者サポートセンター「べにサボやまがた」		37	○	○		相談費用の助成	やまがた性暴力被害者サポートセンター「べにサボやまがた」	327	
福島県	H14. 1. 4				○	3		配偶者暴力相談支援センター	10	33	○	○	○		一時保護・ケースワーク	①福島県女性のための相談支援センター ②福島県県北保健福祉事務所 ③福島県県中保健福祉事務所 ④福島県県南保健福祉事務所 ⑤福島県会津保健福祉事務所 ⑥福島県南会津保健福祉事務所 ⑦福島県相双保健福祉事務所 ⑧福島県男女共生センター	1,758
	S47. 6. 1				○	3		中小企業労働相談所(雇用労政課内)		2	○	○				中小企業労働相談所(雇用労政課内)	1
	H13. 1. 18				○	1	2・3・4・5 (被害者支援センター、日本司法支援センター等)	福島県男女共生センター		2	○	○				福島県男女共生センター	74
	H25. 4. 1					3	官民連携体制	性暴力等被害救済協力機関 SACRAふくしま	2	4	○	○		協力病院・警察署への付添	ふくしま被害者支援センター	349	
茨城県	H14. 4. 1				○	1	1・2・3・4	女性相談センター	1	8	○	○			一時保護 情報提供 市提町	女性相談センター	1,757
	H17. 4. 1				○	3		茨城県人権啓発推進センター		2	○	○				茨城県人権啓発推進センター	0
	H27. 11. 4					1	1・2・3・4	性暴力被害者サポートネットワーク茨城		17	○	○		警察・医師との連携 民間被害者支援	性暴力被害者サポートネットワーク茨城	319	

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始) (体制整備年月日)	処理体制の種類				参加の有無(注1) 地域連絡協議会等の設置・	地域連絡協議会等構成員 (注2)	人権侵害事案を処理する 機関	専従 担当者数		処理方法					受付窓口	(元年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	等 の意見聴取有 庁内(審議会)				その他	常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・ 勧告等		
栃木県	H23. 4. 1				○	1	1・2・3・4	とちぎ男女共同参画センター	5	7	○	○			ケースワーク 一時保護	とちぎ男女共同参画センター	399
	H27. 7. 1				○	1	2・4・5(警察・弁護士会・産科・婦人医会・公認心理士会)	とちぎ性暴力被害者サポートセンター	2		○	○				とちぎ性暴力被害者サポートセンター	390
群馬県	S32. 11. 1				○	1	1・2・3・4	女性相談所	6	15	○	○				女性相談センター	1,108
	H27. 6. 24					1	2・4・5(医師・弁護士・公認心理師協会・ソーシャルワーカー協会)	性暴力被害者サポートセンター Saveぐんま	2	1	○	○				性暴力被害者サポートセンター Saveぐんま	406
埼玉県	H12. 10. 1	○				3		埼玉県男女共同参画苦情処理委員		6			○	○		埼玉県県民生活部男女共同参画課	1
	H14. 4. 1				○	1	1・2・3・4	埼玉県婦人相談センター	3	3	○	○				埼玉県婦人相談センター	1,427
	H14. 4. 1				○	1	1・2・3・4	埼玉県男女共同参画推進センター	1	8	○	○				埼玉県男女共同参画推進センター	961
	S23				○	1	1・2・3・4	福祉事務所(東部中央、西部、北部、秩父)		22	○	○				福祉事務所(東部中央、西部、北部、秩父)	87
	H25. 9. 4				○	3		彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター	2	5	○					性暴力等犯罪被害専用相談電話アリスホットライン	1,730
千葉県	H18. 11. 20	○				3		千葉県男女共同参画苦情処理委員		6		○	○	○		千葉県男女共同参画センター	0
	H18. 8. 1				○	3		男女共同参画センター(女性のための総合相談)				○	○			男女共同参画センター(女性のための総合相談)	1,087
	H18. 8. 1				○	3		男女共同参画センター(男性のための総合相談)				○	○			男女共同参画センター(男性のための総合相談)	59
	H14. 4. 1				○	1	2・3・4・5(警察、弁護士等)	女性サポートセンター	3	14	○	○			ケースワーク 一時保護	女性サポートセンター	2,700
	H15. 4. 1				○	3		千葉県労働相談センター		5	○	○				千葉県労働相談センター	17
	H17. 4. 1				○	3		千葉県人事委員会				○				千葉県人事委員会	0
	H11. 4. 1				○	3		企業局総務企画課、ライフプラン相談室				○	○			企業局総務企画課、ライフプラン相談室	0
	H11. 4. 1				○(有)	3		教育総務課・教職員課・教育事務所・県立学校・ライフプラン相談室・子どもと親のサポートセンター		1	○	○	○	○		教育総務課・教職員課・教育事務所・県立学校・ライフプラン相談室・子どもと親のサポートセンター	71
	H11. 4. 1				○	3		総務課、各部主管課		1	○	○	○	○		総務課、男女共同参画課、各部主管課、ライフプラン相談室	10
	H20. 4. 1				○	3		くらし安全推進課				○	○			くらし安全推進課	0
	H18. 11. 20				○	3		男女共同参画課				○	○	○		男女共同参画センター	0
H16. 6. 1				○	3		配偶者暴力相談支援センター	3	16	○	○			ケー リス ク	健康福祉センター(習志野・市川・松戸・野田・印旛・香取・海浜・山武・長生・夷隅・安房・君津・市原)	1,998	

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始) (体制整備年月日)	処理体制の種類					地域連絡協議会等の設置・ 参加の有無(注1)	地域連絡協議会等構成員 (注2)	人権侵害事案を処理する 機関	専従 担当者数		処理方法					受付窓口	(元年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	等の意見聴取有 庁内(審議会)	その他 NPO法人・ 公益社団法人 による連携				常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・ 報告等	その他 カウンセリング 支援付添いの 法的支援		
千葉県	H29.10.1						3	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	2	37	○	○				医療機関 カウンセリング 支援付添いの 法的支援	・NPO法人千葉性暴力被害支援センターちさと ・公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター	7,062
東京都	H13.4.1				○		1	2・3・4 東京ウィメンズプラザ	2	16	○	○	○	○			東京ウィメンズプラザ	24,157
	H4.4.1				○		3	東京都女性相談センター		23	○	○			一時保護		東京都女性相談センター	31,401
	H10.4.1				○		3	公益財団法人東京都人権啓発センター		3	○						公益財団法人東京都人権啓発センター	37
	H1.4.1				○		3	東京都労働相談情報センター			○	○			あつらブル 労働トラス		東京都労働相談情報センター	1,050
	H27.7.15				○		1	2・4 東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター		46	○	○			病院等への 同行支援		東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター	5,928
神奈川県	S57.4.1				○		1	1・2・3・4・5 (医師会、弁護士会等) かながわ男女共同参画センター	4	8	○	○			等被害者 ケースワーク 支援		かながわ男女共同参画センター(配偶者暴力相談支援センター)	5,519
	S25.7.1				○		1	1・2・3・4・5 (医師会、弁護士会等) 女性相談所	10	15	○	○			一時保護 支援		女性相談所	2,034
	H29.8.1				○		1	1・2・3・4 くらし安全交通課	3	31	○	○			医療機関 等直接 受診		かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターかながわ	1,512
新潟県	S31.9.1				○		3	労働相談所	6	3	○	○					新潟・長岡・上越労働相談所	42
	S32.4.1				○		1	1・2・3・4 新潟県女性福祉相談所	3		○	○			ケース ワーク 一時保護		新潟県女性福祉相談所	288
	H14.8.1				○ (有)		1	1・2・3・4 男女平等推進相談室		2	○						男女平等推進相談室	10
	H28.12.1					法人に委託 公益社団	3	性暴力被害者支援センターにいがた		27	○	○					性暴力被害者支援センターにいがた	339
富山県	S31.3				○		3	労働政策課		2	○	○					労働政策課	4
	不明				○		3	女性活躍推進課			○	○					女性活躍推進課	0
	H9.4.24				○		3	富山県民生生センター		2	○	○					富山県民生生センター	170
	S32.11.1				○		3	女性相談センター	1	5	○	○			一時保護		女性相談センター	3,927
	H30.3.1				○		3	性暴力被害ワンストップ支援センターとやま	3	7	○	○					性暴力被害ワンストップ支援センターとやま	617
石川県	不明				○		1	1・2・3・4 石川県女性センター		10	○	○					石川県女性センター	60
	H14.4.1				○		1	1・2・3・4 石川県女性相談支援センター	1	3	○	○					石川県女性相談支援センター	1,728
	H29.10.2				○		1	1・2・3・4 いしかわ性暴力被害者支援センター(パープルサポートいしかわ)	1	1	○	○					いしかわ性暴力被害者支援センター(パープルサポートいしかわ)	414

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始) (体制整備年月日)	処理体制の種類				参加の有無(注1) 地域連絡協議会等の設置・	地域連絡協議会等構成員 (注2)	人権侵害事案を処理する 機関	専従 担当者数		処理方法					受付窓口	(元年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	等 の意見聴取有 庁内(審議会)				その他	常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導		
福井県	H13.3.1				○		3	健康福祉部地域福祉課人権室	4		○	○				福井県人権センター	2
	H7.7.1				○		3	生活学習館	3		○	○				生活学習館	1,164
	H18.4.1				○		3	総合福祉相談所		1	○	○				総合福祉相談所	127
	H18.4.1				○		3	福井健康福祉センター		1	○	○				福井健康福祉センター	22
	H18.4.1				○		3	坂井健康福祉センター		1	○	○				坂井健康福祉センター	62
	H18.4.1				○		3	奥越健康福祉センター		1	○	○				奥越健康福祉センター	56
	H18.4.1				○		3	丹南健康福祉センター		1	○	○				丹南健康福祉センター	142
	H18.4.1				○		3	二洲健康福祉センター		1	○	○				二洲健康福祉センター	190
	H18.4.1				○		3	若狭健康福祉センター		1	○	○				若狭健康福祉センター	85
	H26.4.1					官 民 体 連 携	1	1・2・ 4 性暴力救援センター・ふくい「ひなぎく」	1		○	○			カウ ン セ リ ン グ 診 察 ・ 治 療 医 師 に よ る	性暴力救援センター・ふくい「ひなぎく」	173
山梨県	S31.11.1				○		1	1・2・ 3・4・ 5(医師 会、歯 科会、 医師 会、看 護協 会、弁 護士 会、法 テラス 等)			4	○	○		一 時 保 護	山梨県女性相談所	2,207
	H7.5.30				○		1	1・2・ 3・4 山梨県立男女共同参画推進センター			3	○	○			山梨県立男女共同参画推進センター	650
	H30.4.1				○		1	2・4・ 5(医師 会、看 護協 会、法 テラス 、弁 護士会)	2	5	○	○		病 院・ 警 察・ 裁 判 所 等 へ の 付 添 い	やまなし性暴力被害者サポートセンター	430	
長野県	H15.4.1				○		1	1・2・ 3・4 長野県男女共同参画センター			2	○	○			長野県男女共同参画センター	55
	H14.4.1				○		1	1・2・ 3・4 長野県女性相談センター	2	12	○					長野県女性相談センター	667
	H28.7.27				○		1	1・2・ 3・4 長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」		18	○	○		機 関 と の 連 携 支 援 等 医 療 支 援 心 理 的 支 援	長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」	113	
岐阜県	H18.4.1				○ (有)		3	男女共同参画・女性の活躍支援センター		3	○	○				岐阜県健康福祉部子ども・女性局男女共同参画・女性の活躍推進課	216
	H14.4.1				○ (有)		1	1・2・ 3・4 配偶者暴力相談支援センター	4	6	○	○	○			女性相談センター	1,135
	H18.4.1				○ (有)		1	1・2・ 3・4 配偶者暴力相談支援センター	8	1	○	○	○			県事務所福祉課、岐阜地域福祉事務所	164
	H27.10.15					業 務 委 託	1	2・4・ 5(産婦 人科 医、弁 護士 会、臨 床心 理士 会等)	3	36	○	○				(公社)ぎふ犯罪被害者支援センター	1,022

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始) (体制整備開始)	処理体制の類型				地域 参加の有無(注1) 地域連絡協議会等の設置・	地域 連絡協議会等 構成 成員 (注2)	人権 侵害 事案 を 処 理 す る 機 関	専従 担 当 者 数		処 理 方 法					受 付 窓 口	(元 年 度 受 付) 申 出 件 数
		第三者 機 関 (男女 共 同 参 画 に 限 る)	第三 者 機 関 (行政 一 般 を 取 り 扱 う)	既 存 審 議 会 の 活 用	等 の 意 見 聴 取 有 (審 議 会 庁 内)				そ の 他	常 勤	非 常 勤	相 談 受 付	情 報 提 供	調 査 審 議	意 見 ・ 助 言 ・ 指 導		
静岡県	H13. 7. 31				○	1	1・2・3・4	男女共同参画課			○	○				男女共同参画課	462
	H14. 4. 1				○	1	1・2・3・4・5 (警 察、 裁 判 所、 権 威 機 関、 維 護 員 会、 弁 護 士 会、 医 師 会 等)	女性相談センター、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)	4	5	○	○				女性相談センター、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)	348
	H30. 7. 2				○	1	2・3・5 (医 師 会、 産 科 医 生 会、 県 警、 県 弁 護 士 会、 公 認 心 理 師 協 会)	静岡県性暴力被害者支援センターSORA	1	19	○	○		直接 支 援	静岡県性暴力被害者支援センターSORA	1,141	
愛知県	S32. 1. 1				○	3		女性相談センター	7	12	○	○		○	一時 保 護	女性相談センター	2,178
	H22. 7. 26					3	県 警、 運 営 設 置	性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター「ハートフルステーション・あいち」	2	5	○	○				性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター「ハートフルステーション・あいち」	140
	H28. 1. 5					3	病 院 設 置	性暴力救済センター日赤なごや なごみ	2	20	○	○				性暴力救済センター日赤なごや なごみ	1,509
三重県	H6. 10. 1					1	公 益 財 団 法 人 指 定 管 理 者 の 人	三重県男女共同参画センター	2	1	○	○				三重県男女共同参画センター	2,754
	H8. 11. 1				○	1	1・2・4	三重県人権センター	2	3	○	○				三重県人権センター	17
	H14. 4. 1				○	1	2・3・4	三重県配偶者暴力相談支援センター	4	5	○	○		ケ ー ス フ ォ ー ク 一 時 保 護	三重県配偶者暴力相談支援センター	687	
	H5. 2. 1				○	1	1・2・4	三重県労働相談室(労働関係の相談窓口)	4		○	○				三重県労働相談室(労働関係の相談窓口)	11
	H27. 6. 1				○	3		みえ性暴力被害者支援センター よりこ	2	1	○	○				みえ性暴力被害者支援センター よりこ	623
滋賀県	S32. 4. 1				○	1	2・3・4	中央子ども家庭相談センター		3	○	○				中央子ども家庭相談センター	393
	H13. 4. 1				○	1	2・3・4	彦根子ども家庭相談センター		2	○	○				彦根子ども家庭相談センター	133
	H14. 4. 1				○	1	2・3・4	滋賀県立男女共同参画センター		3	○	○				滋賀県立男女共同参画センター	2,863
	H26. 4. 1					3	委 託	性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)	2	1	○	○		付 添 支 援	性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)	1,407	
京都府	H8. 4. 1				○	1	2・3・5 (弁 護 士 会、 医 師 会 等)	男女共同参画センター		4	○	○		○		男女共同参画センター	2,448
	H22. 4. 1				○	1	2・3・5 (弁 護 士 会、 医 師 会 等)	家庭支援総合センター	7	10	○	○		○		家庭支援総合センター	8,920
	H22. 5. 26				○	1	3	南部家庭支援センター(宇治児童相談所)	1	3	○	○		○	南部家庭支援センター(宇治児童相談所)	1,739	
	H22. 5. 26				○	1	3	北部家庭支援センター(福知山児童相談所)	1	3	○	○		○	北部家庭支援センター(福知山児童相談所)	1,478	
	H27. 8. 10				○	3		京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター		2	○	○				京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター	1,126

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始) (体制整備年月日)	処理体制の類型					地域連絡協議会等の設置・ 参加の有無(注1)	地域連絡協議会等構成員 (注2)	人権侵害事案を処理する 機関	専従 担当者数		処理方法					受付窓口	(元年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	等 の意見聴取有 庁内(審議会)	その他				常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・ 勧告等	その他		
大阪府	H6. 11. 11				○		1	2・3・4	大阪府立男女共同参画・青少年センター	3	15	○	○			カ ラ ン グ セ ン タ ー	大阪府立男女共同参画・青少年センター	3,292
	S31. 11. 16				○		1	2・3・4・5(医師会、弁護士会等)	大阪府女性相談センター	18	18	○	○			ケ ー ス フ ロ ウ ク 等	大阪府女性相談センター	3,582
	H14. 4. 1				○		1	2・3・4・5(医師会、弁護士会等)	大阪府子ども家庭センター		6	○	○				大阪府子ども家庭センター	1,379
	H1. 4. 1				○		3		大阪府労働環境課(労働相談センター)	20	7	○	○	○			大阪府労働環境課(労働相談センター)	68
	H5. 4. 1				○		3		大阪府教育センター	3	8	○	○				教育センターすこやか教育相談	32
	H22. 4. 1						3		性暴力救援センター・大阪SACHICO			○	○			同 行 支 援 等	性暴力救援センター・大阪SACHICO	3,215
	S57. 6				○		3		大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課	2		○				指 導 依 頼	大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課	2
兵庫県	H14. 10. 1	○					3		男女共同参画申出処理委員事務局		3	○	○	○	○		男女共同参画申出処理委員事務局	0
	H14. 4. 1				○		1	1・2・3・4	女性家庭センター		9	○	○	○			女性家庭センター	2,913
	H29. 4. 1						3		ひょうご性被害センター「よりそい」	2	6	○	○				ひょうご性被害センター「よりそい」	534
奈良県	S61. 4. 1				○		3		奈良県女性センター		8	○	○				奈良県女性センター	36
	H14. 4. 1				○		3		中央こども家庭相談センター	2	3	○	○			一 保 時 護	中央こども家庭相談センター	761
	H14. 4. 1				○		3		人権施策課	1		○	○				人権相談窓口	5
	H30. 10. 2				○		1	1・2・5(警察、検察、産科婦人科、医師会、弁護士会、臨床心理士会等)	性暴力被害者支援センター		3	○	○				性暴力被害者支援センター	170
和歌山県	H14. 4. 1				○		1	1・2・3・4	男女共同参画センター		4	○	○				男女共同参画センター	110
	H14. 4. 1				○		1	1・2・3・4	子ども・女性・障害者相談センター	9	17	○	○			一 ケ ー ス フ ロ ウ ク 等	子ども・女性・障害者相談センター	639
	H25. 7. 16				○		3		性暴力救援センター和歌山わかやまマイン	1		○	○			一 ケ ー ス フ ロ ウ ク 等	性暴力救援センター和歌山わかやまマイン	894
鳥取県	H13. 4. 1				○		1	1・2・3・4	男女共同参画センター	1	6	○	○				男女共同参画センター	2,064
	H14. 4. 1				○		1	1・2・3・4	福祉相談センター(配偶者暴力相談支援センター)		1	○	○				福祉相談センター(配偶者暴力相談支援センター)	182
	H16. 4. 1				○		1	1・2・3・4	中部総合事務所福祉保健局(配偶者暴力相談支援センター)		1	○	○				中部総合事務所福祉保健局(配偶者暴力相談支援センター)	136
	H16. 4. 1				○		1	1・2・3・4	西部総合事務所福祉保健局(配偶者暴力相談支援センター)		1	○	○				西部総合事務所福祉保健局(配偶者暴力相談支援センター)	320
	H29. 1. 13				○		1	1・2・4	性暴力被害者支援センターとっとり	1	1	○	○				性暴力被害者支援センターとっとり	52

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始) (体制整備年月日)	処理体制の種類				地域連絡協議会等の設置・ 参加の有無(注1)	地域連絡協議会等構成員 (注2)	人権侵害事案を処理する 機関	専従 担当者数		処理方法					受付窓口	(元年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	等の意見聴取有 庁内(審議会)				その他	常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・ その他		
島根県	H17. 10. 1				○	3		人権啓発推進センター			○	○				人権啓発推進センター	0
	S32. 4. 1				○	1	1・2・ 3・4・ 5(病院)	女性相談センター、児童相談所(相談室)	4	11	○	○				女性相談センター・児童相談所(相談室)	3,983
岡山県	H11. 4. 1				○	3		男女共同参画推進センター		3	○	○				男女共同参画推進センター	350
	H14. 4. 1				○	3		女性相談所・県民局		9	○	○		一時保護		女性相談所・県民局	886
	H11. 4. 1				○	3		教育庁教育政策課			○					教育庁教育政策課	0
	H26. 4. 1				○	3		教育行政相談窓口			○	○				教育庁教育政策課	6
	H11. 4. 1				○	3		教育庁教職員課			○					教育庁教職員課	0
	H11. 7				○	3		総合教育センター			○	○				総合教育センター	0
	H13. 4. 1				○	3		人権施策推進課			○	○				人権施策推進課	0
H15. 11. 29					1	1・2・ 3・4・ 5(弁護士会、臨床心理士会等)	被害者サポーターおやかま	1	18	○	○				被害者サポーターおやかま	234	
広島県	H14. 4. 1				○	3		わたしらしい生き方応援課、施策担当課			○					わたしらしい生き方応援課、施策担当課、ブランド・コミュニケーション戦略チーム	0
	H14. 4. 1				○	1	2・3・ 4・ 5(警察)	西部子ども家庭センター	3	9	○	○		一時ケア 保護スク	西部子ども家庭センター	576	
	H14. 4. 1				○	1	2・3・ 4・ 5(警察)	東部子ども家庭センター		1	○	○		ケ ア ス ク	東部子ども家庭センター	147	
	H14. 4. 1				○	1	2・3・ 4・ 5(警察)	北部子ども家庭センター		1	○	○		ケ ア ス ク	北部子ども家庭センター	64	
	H14. 4. 1					3		広島県女性総合センター(公益財団法人広島県男女共同参画財団)	1	35	○	○				広島県女性総合センター(公益財団法人広島県男女共同参画財団)	352
	H28. 8. 30					3	N P O へ 委 託 人	性被害ワンストップセンターひろしま	1	23	○	○		医 療 セ リ ン グ 等 支 援 カ ウ ン	性被害ワンストップセンターひろしま	244	
山口県	H12. 10. 1				○ (有)	3		男女共同参画相談センター		6	○	○	○	一 時 保 護	男女共同参画相談センター、県民相談室	3,368	
徳島県	H9. 5. 7				○	3		徳島県立男女共同参画総合支援センター		4	○	○				徳島県立男女共同参画総合支援センター	21
	H19. 4. 28				○	3		徳島県立人権教育啓発推進センター			○					徳島県立人権教育啓発推進センター	0
	H12. 4. 1				○	3		労働雇用戦略課			○	○			労働雇用戦略課	3	
	H14. 11. 1					3	公 益 社 団 委 託	(公社)徳島県労働者福祉協議会		2	○	○				(公社)徳島県労働者福祉協議会	13

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始)	処理体制の種類				参加の有無(注1) 地域連絡協議会等の設置・	地域連絡協議会等構成員 (注2)	人権侵害事案を処理する 機関	専従 担当者数		処理方法					受付窓口	(元年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	等の意見聴取有 庁内(審議会)				その他	常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・		
徳島県	H14. 4. 1				○	3		中央子ども女性相談センター		5	○	○			支援、法律相談等 他機関への同行	中央子ども女性相談センター	1,902
	H22. 4. 1				○	3		南部子ども女性相談センター		2	○	○			支援、法律相談等 他機関への同行	南部子ども女性相談センター	548
	H22. 4. 1				○	3		西部子ども女性相談センター		2	○	○			支援、法律相談等 他機関への同行	西部子ども女性相談センター	314
香川県	H14. 5. 1				○	3		かがわ男女共同参画相談プラザ		2	○	○	○			かがわ男女共同参画相談プラザ	14
	H14. 4. 1				○	3		子ども女性相談センター	6	8	○	○		一時保護調査、 ケースワーク	子ども女性相談センター	974	
	H19. 4. 1				○	3		人権相談窓口 (人権・同和政策課内)	1		○	○			人権相談窓口 (人権・同和政策課内)	0	
	H29. 4. 1				○	3		性暴力被害者支援センター 「オリブかがわ」	2	11	○	○		付添支援	性暴力被害者支援センター 「オリブかがわ」	399	
愛媛県	H14. 10. 1	○				3		愛媛県男女共同参画推進委員		3	○		○			男女共同参画推進委員事務局	0
	H14. 4. 1				○	1	1・2・ 3・4	愛媛県男女共同参画センター		3	○	○				愛媛県男女共同参画センター相談室	143
	H14. 4. 1				○	1	1・2・ 3・4	愛媛県福祉総合支援センター	3	3	○	○		一保時護	福祉総合支援センター 子ども・女性支援課女性支援グループ	309	
	H30. 9. 1				○	1	2・ 5(警 察、医 師会、 弁護士 会、法 テラス)	えひめ性暴力被害者支援センター	1	11	○	○		同行支 援等支 付添支 援	えひめ性暴力被害者支援センター	309	
高知県	S31.12.1				○	1	1・2・ 3・4	女性相談支援センター	5	10	○	○		一保時護	女性相談支援センター	3,715	
	H11.1.29				○	3		こうち男女共同参画センター「ソーレ」	3		○				こうち男女共同参画センター「ソーレ」	2,370	
	H30. 4. 1				○	3		性暴力サポートセンターこうち(こうち被害者支援センター)	3	8	○	○		同行支 援等支	性暴力サポートセンターこうち(こうち被害者支援センター)	600	
福岡県	H14. 4. 1				○	1	1・2・ 3・4	福岡県配偶者暴力相談支援センター(10か所)	26		○	○				福岡県配偶者暴力相談支援センター(10か所)	1,771
	H8. 11. 22				○	3		福岡県男女共同参画センター「あすばる」	1	8	○	○			相談室	5,035	
	H25. 7. 30	○				1	2・4	性暴力被害者支援センター・ふくおか	43	7	○	○		付添支 援等支 援	性暴力被害者支援センター・ふくおか	5,353	
佐賀県	H7. 4. 1				○	1	1・2・ 3・4	佐賀県立男女共同参画センター	1	7	○	○				佐賀県立男女共同参画センター	1,484
	S33. 1				○	3		佐賀県婦人相談所	8		○	○		一保時護	佐賀県婦人相談所	417	
	H24. 7. 2				官 民 体 制 連 携	1	1・2・ 4	性暴力救援センター・さが(さがmirai)	8		○	○				性暴力救援センター・さが(さがmirai)	121
	H2. 4. 1				○	3		県民環境部人権・同和対策課		3	○	○				県民環境部人権・同和対策課	4



地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始)	処理体制の種類				参加の有無(注1) 地域連絡協議会等の設置・	地域連絡協議会等構成員 (注2)	人権侵害事案を処理する 機関	専従 担当者数		処理方法					受付窓口	(元年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	等 の意見聴取有 庁内(審議会)				その他	常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・ 勸告等		
宮崎県	S32.4.1				○	1	1・2・3・4・5(警察、弁護士、医師、公認会計士等)	宮崎県女性相談所	2	7	○	○			一時保護	宮崎県女性相談所	1,394
	H13.9.4				○	1	1・2・3・4	宮崎県男女共同参画センター	2	2	○					宮崎県男女共同参画センター	186
	H28.7.1				○	1	2・4・5(産婦人科、医師、公認会計士、臨床心理士、精神科、医師、弁護士)	性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」	2		○	○				性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」	83
鹿児島県	H14.4.1				○	1	1・2・3・4・5(警察、裁判所、弁護士)	鹿児島県女性相談センター	4	5	○	○			被害者救済等 一時保護	鹿児島県女性相談センター	377
	H15.4.22				○ (有)	1	1・2・3・4・5(警察、精神保健福祉センター)	鹿児島県男女共同参画センター		3	○	○				鹿児島県男女共同参画センター	527
	H19.4.1				○	1	1・2・3・4・5(警察、精神保健福祉センター)	鹿児島地域振興局保健福祉環境部			○	○				鹿児島地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課	0
	H19.4.1				○	1	2・3・5(警察)	南薩地域振興局保健福祉環境部			○	○				南薩地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課	7
	H19.4.1				○	1	1・2・3・5(警察)	北薩地域振興局保健福祉環境部			○	○			母援の子施設等事務支へ務	北薩地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課	3
	H19.4.1				○	1	1・2・3・5(警察)	始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部			○	○				始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課	2
	H19.4.1				○	1	1・2・3・5(警察)	大隅地域振興局保健福祉環境部			○	○				大隅地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課	16
	H19.4.1				○	1	2・3・5(警察)	熊毛支庁保健福祉環境部			○	○				熊毛支庁保健福祉環境部地域保健福祉課	9
	H19.4.1				○	1	2・3・4・5(警察、裁判所)	大島支庁保健福祉環境部			○	○				大島支庁保健福祉環境部地域保健福祉課	6
	H28.2.10					官 民 体 連 携	3		性暴力被害者ネットワークがこしま「FLOWER」			○	○			性暴力被害者ネットワークがこしま「FLOWER」	472

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始) (体制整備年月日)	処理体制の種類				地域連絡協議会等の設置・ 参加の有無(注1)	地域連絡協議会等構成員 (注2)	人権侵害事案を処理する 機関	専従 担当者数		処理方法					受付窓口	(元年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	等の意見聴取有 庁内(審議会)				その他	常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・ 勸告等		
沖縄県	H8. 4. 1				○	1	5(全国女性協議会九州・沖縄地区共同センター)	(公財) おきなわ女性財団		3	○	○				(公財) おきなわ女性財団	699
	H14. 4. 1				○	1	1・2・3・4	配偶者暴力相談支援センター		13	○	○				①女性相談所 ②北部福祉保健所 ③中部福祉保健所 ④南部福祉保健所 ⑤宮古福祉保健所 ⑥八重山福祉保健所	2,092
	H27. 2. 2				○	1	2・5(看護協会)	沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター		32	○	○				沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター	2,835
札幌市	H15. 9. 1				○	3		男女共同参画センター			○	○				男女共同参画センター	24
	H17. 11. 15				○	3		配偶者暴力相談支援センター		10	○	○				配偶者暴力相談支援センター	1,464
	H14. 4. 1				○	3		各区健康・子ども課母子・婦人相談員		18	○	○				各区健康・子ども課母子・婦人相談員	1,499
	H24. 10. 1				○	3		性暴力被害相談センター北海道SACRACH(さくらこ)		7	○	○				性暴力被害相談センター北海道SACRACH(さくらこ)	515
仙台市	H15. 7. 1				○ (有)	3		市民局協働まちづくり推進部男女共同参画課			○	○	○	○		仙台市男女共同参画推進センター「エル・ソーラ仙台」	19
	S62. 5. 1				○	3		仙台市男女共同参画推進センター「エル・ソーラ仙台」	4	5	○	○			仙台市男女共同参画推進センター「エル・ソーラ仙台」	1,264	
	不明				○	3		各区役所家庭健康課、宮城総合支所保健福祉課		31	○	○			各区役所家庭健康課、宮城総合支所保健福祉課	1,823	
さいたま市	H16. 5. 1				○	1	2・3・4	人権政策・男女共同参画課(男女共同参画相談室)	4	12	○	○			人権政策・男女共同参画課(男女共同参画相談室)	1,594	
千葉市	H6. 10				○	3		千葉市男女共同参画センター		12	○	○				千葉市男女共同参画センター	213
	H15. 4. 1				○	3		男女共同参画苦情処理委員		2	○	○	○	○		男女共同参画課	0
	H4. 4. 1				○	3		配偶者暴力相談支援センター		11	○	○				配偶者暴力相談支援センター	2,803
	H27. 4. 1					3		特定非営利活動法人千葉性暴力被害支援センターちさと	1	23	○	○			特定非営利活動法人千葉性暴力被害支援センターちさと	5,915	
横浜市	H13. 7. 1	○				3		「男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度」専門相談員会議	1		○	○	○	○		男女共同参画センター横浜相談センター(指定管理者横浜市男女共同参画推進協会)	9
	H23. 9. 1				○	3		横浜市DV相談支援センター	2	8	○	○				横浜市DV相談支援センター	1,233
川崎市	H14. 5. 1	○				3		川崎市人権オンブズパーソン	3	7	○	○	○	○		川崎市人権オンブズパーソン	20
	H28. 4. 1				○	3		川崎市DV相談支援センター		2	○	○		○		川崎市DV相談支援センター	570
相模原市	H16. 4. 1	○				3		男女共同参画専門員		3	○	○	○	○		人権・男女共同参画課	0
	H24. 10. 2				○	3		相模原市配偶者暴力相談支援センター		19	○	○				相模原市配偶者暴力相談支援センター	1,242

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始) (体制整備年月日)	処理体制の種類					参加の有無(注1) 地域連絡協議会等の設置・	地域連絡協議会等構成員 (注2)	人権侵害事案を処理する 機関	専従 担当者数		処理方法					受付窓口	(元年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	等の意見聴取有 庁内(審議会)	その他				常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・	その他		
新潟市	H3. 8. 1				○		3	男女共同参画推進センター		6	○	○				男女共同参画推進センター (こころの相談)	109	
	H17. 4. 1				○		3	男女共同参画推進センター		5	○					男女共同参画推進センター (女性のこころとからだの 専門相談)	0	
	H27. 7. 1				○		3	男女共同参画推進センター		10	○	○				男女共同参画推進センター (男性電話相談)	2	
	H30. 7. 2				○		3	男女共同参画推進センター		3	○					男女共同参画推進センター (性的マイノリティ電話相談)	0	
	H24. 7. 1				○		3	配偶者暴力相談支援センター	1	3	○	○				配偶者暴力相談支援センター	2,156	
	H31. 4. 1				○		3	北区健康福祉課		1	○	○				北区健康福祉課女性相談員	204	
	H19. 4. 1				○		3	東区健康福祉課		1	○	○				東区健康福祉課女性相談員	606	
	S32. 1. 1				○		3	中央区健康福祉課		1	○	○				中央区健康福祉課女性相談員	606	
	H25. 12. 1				○		3	江南区健康福祉課		1	○	○				江南区健康福祉課女性相談員	905	
	S32. 4. 1				○		3	秋葉区健康福祉課		1	○	○				秋葉区健康福祉課女性相談員	389	
	H31. 1. 1				○		3	南区健康福祉課		1	○	○				南区健康福祉課女性相談員	170	
	H25. 12. 1				○		3	西区健康福祉課		1	○	○				西区健康福祉課女性相談員	423	
	H26. 1. 1				○		3	西蒲区健康福祉課		1	○	○				西蒲区健康福祉課女性相談員	23	
	S34. 10. 1				○		1	3-4 広聴相談課市民相談室		3	○					広聴相談課市民相談室	26	
静岡市	H15. 6. 25				○ (有)		3	男女共同参画課			○	○	○			男女共同参画課	0	
	H4. 9. 17					管理者 指定者	3	静岡市女性会館	2	2	○	○				静岡市女性会館「女性のための 相談室」	356	
	H27. 7. 1				○		3	静岡市配偶者暴力相談支援センター		3	○	○	○	一保時護	静岡市配偶者暴力相談支援センター	314		
浜松市	H15. 7. 1	○					3	男女共同参画苦情処理検討委員		4			○	○		U・D・男女共同参画課	0	
	H26. 1. 1				○		1	1・2・3・4・5(警察、人権擁護委員協議会、民生・児童委員協議会等) 配偶者暴力相談支援センター(DV相談支援センター)		7	○	○				配偶者暴力相談支援センター(DV相談支援センター)	186	
名古屋市	H14. 11. 1	○					3	名古屋市男女平等参画苦情処理委員		3			○	○		スポーツ市民局市民生活部 男女平等参画推進室	0	
	H15. 6. 24				○		3	名古屋市男女平等参画推進センター	1	7	○	○				名古屋市男女平等参画推進センター	938	
	H19. 7. 20				○		1	1・2・3・4・5(警察、裁判所、弁護士会、医師会、人権擁護等) 名古屋市配偶者暴力相談支援センター	3	3	○	○		開一保時的機関との連携提供等 子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課	575			
京都市	H23. 10. 3				○		3	京都市DV相談支援センター	6	2	○	○			同行支援等 一保時護	京都市DV相談支援センター	3,102	
	H16. 4. 1				○		3	京都市男女共同参画センター	1	5	○	○				京都市男女共同参画センター(女性のための暴力相談)	669	
	H25. 4. 1				○		3	京都市男女共同参画センター		2	○	○	○			京都市男女共同参画センター(男性のためのDV電話相談)	20	

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始)	処理体制の種類				地域連絡協議会等の設置・ 参加の有無(注1)	地域連絡協議会等構成員 (注2)	人権侵害事案を処理する 機関	専従 担当者数		処理方法					受付窓口	(元年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	等の意見聴取有 庁内(審議会)				その他	常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導		
大阪市	H5. 7. 1				○	1	1・2・3・4	大阪市立男女共同参画センター	2	14	○	○	○	○	ケースワーク等	大阪市立男女共同参画センター	409
	H14. 4. 1				○	1	1・2・3・4	各区保健福祉センター(24区)	25		○	○	○	○	ケースワーク等	各区保健福祉センター(24区)	2,047
	H23. 8. 1				○	1	1・2・3・4	大阪市配偶者暴力相談支援センター	2	3	○	○	○	○	ケースワーク等	大阪市配偶者暴力相談支援センター	1,456
	H22. 10. 4				○	1	1・2・3・4	人権啓発・相談センター	6	6	○	○	○	○		人権啓発・相談センター	86
堺市	H14. 10. 1	○				3		堺市男女平等相談委員		3	○	○	○	○		男女共同参画推進課	0
	H12. 10. 11				○	3		男女共同参画交流の広場(女性の悩みの相談)		2	○	○				男女共同参画交流の広場(女性の悩みの相談)	313
	H24. 1. 20				○	3		男女共同参画交流の広場(男性の悩みの相談)		10	○	○				男女共同参画交流の広場(男性の悩みの相談)	59
	H8. 4. 1				○	1	1・2・3・4・5(医師会、民児生、児童連合会等)	各区役所子育て支援課		13	○	○			ケースワーク等 一時保護	各区役所女性相談	3,199
	H24. 7. 1				○	1	1・2・3・4・5(医師会、民児生、児童連合会等)	子ども家庭課		1	○	○			ケースワーク等 一時保護	配偶者暴力相談支援センター	228
神戸市	H14. 9. 1				○	1	3	男女共同参画センター	6	7	○	○				男女共同参画センター	213
	H18. 11. 1				○	1	3	配偶者暴力相談支援センター	3		○	○				配偶者暴力相談支援センター	2,624
岡山市	H14. 4. 1				○	1	2・3・4	岡山市男女共同参画相談支援センター	1	4	○	○				岡山市男女共同参画相談支援センター	2,488
広島市	H21. 12. 1				○	1	1・2・3・4・5(警察、弁護士会、法テラス等)	広島市配偶者暴力相談支援センター	1	3	○	○				広島市配偶者暴力相談支援センター	890
	H25. 10. 1					1	1・2・3・4・5(警察、弁護士会、法テラス等)	広島市配偶者暴力相談支援センター(土・日DV電話相談)		9	○	○				広島市配偶者暴力相談支援センター(土・日DV電話相談)	99
	H24. 4. 1					3		広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)		10	○	○				女性のためのなんでも相談	17
	H24. 4. 1					3		広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)		4	○	○				男性のためのなんでも相談	8
	H15. 4. 1				○	1	1・2・3・4・5(警察、弁護士会、臨床心理士会、医師会、法テラス等)	広島市暴力被害相談センター		2	○	○				広島市暴力被害相談センター	3

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始) (体制整備年月日)	処理体制の種類					地域連絡協議会等の設置・ 参加の有無(注1)	地域連絡協議会等構成員 (注2)	人権侵害事案を処理する 機関	専従 担当者数		処理方法					受付窓口	(元年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	等の意見聴取有 庁内(審議会)	その他				常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・ 勸告等	その他		
広島市	H21. 4. 1				○		1	1・2・ 3・4・ 5(警 察、土 護、土 臨 理 心 士 会、 医 師 会、 法 行 入 等)	広島市犯罪被害者等総合相 談窓口		2	○	○				広島市犯罪被害者等総合相 談窓口	1
福岡市	S63. 11. 2				○		3		福岡市男女共同参画推進セ ンター・アミカス		5	○	○				相談室	579
	H22. 12. 1				○		4 (配 暴 セ ン タ ー の 主 管 課)	1・2・ 3・4・ 5(警 察、 検 察 庁、 裁 判 所、 土 護 会、 医 生 会、 医 師 会、 人 権 機 関 協 議 会、 民 生 委 員 会、 生 児 童 協 議 会 等)	配偶者暴力相談支援セン ター	1		○	○				配偶者暴力相談支援セン ター	506
北九州市	H14. 10. 1				○		1	1・2・ 3・4	北九州市立男女共同参画セ ンター・ムーブ相談室	3		○	○				北九州市立男女共同参画セ ンター・ムーブ相談室	63
	H18. 4. 18				○		1	1・2・ 3・4	北九州市配偶者暴力相談支 援センター	2		○	○				北九州市配偶者暴力相談支 援センター	254
熊本市	H26. 10. 1				○ (有)		1	3	熊本市配偶者暴力相談支 援センター	1	9	○	○				男女共同参画課相談室及び 各区福祉課	1, 144
計	274 (275)	14	1	0	232	28	124			453	1, 551	267	252	25	35	75		278, 426

(注1) 地域連絡協議会は、人権侵害の被害者救済に関わる国・地方公共団体の各種機関、民間団体等により設置されるものであり、最新の課題や人権侵害の状況、処理困難事例に関する解決手法などの情報共有、相互の連携強化、合同での研修の場の確保等を目的とする。

- 1 設置されており、参加している
- 2 設置されているが参加していない
- 3 無い又は把握していない
- 4 その他

(注2) 地域連絡協議会等が設置されている場合のその構成員について、表中の数字の区分は次のとおり。

- 1 国の機関
- 2 都道府県の機関
- 3 市町村の機関
- 4 民間団体
- 5 その他

(備考) 計のうち、(275)は、1機関で2処理体制を有しているため。